

『家族の異動』

従業員の家族に、出産や死亡、障害、独立、結婚・離婚、氏名の変更などの異動があった場合にはそれぞれ所定の手続や処理を行わなければなりません。

なお、この場合は主として健康保険や所得税で扶養扱いになっている場合です。扶養扱いになってない場合はあまり該当しないことが多いでしょう。

以下に各項目について説明します。

①出産

妊娠から出産に関する異動には、家族の出産育児一時金の請求、健康保険の扶養家族の追加、所得税の扶養親族の追加、家族手当の変更、会社の慶弔見舞金の支給、そしてしばらく後になりますが育児手当の請求などがあります。

②死亡

従業員の家族が死亡した場合には、健康保険の扶養家族の削除、所得税の扶養親族の削除、家族手当の変更、会社の慶弔見舞金の支給などがあります。

なお、場合によっては会社が葬儀を手伝ったり、参列することが必要になります。

③障害

障害の場合には、所得税の扶養親族数の追加、健康保険の扶養の追加、会社の慶弔見舞金の支給などがあります。

④独立

従業員の子供などが学校を卒業して働き始めたときなど、生計を独立した場合には、健康保険の扶養家族や所得税の扶養親族数の削除などの処理があります。

⑤結婚・離婚

従業員の子供などが結婚した場合には、健康保険の扶養家族や所得税の扶養親族数の削除などの処理があります。

また、家族が離婚して扶養家族になったときは、健康保険や所得税の扶養数の追加をしなければなりません。

なお、その場合には所得税の「扶養控除等申告書」の訂正をしておく必要があります。

⑥氏名の変更

従業員の家族の氏名が変更になったときは、健康保険証の氏名の変更、所得税の「扶養控除等申告書」の訂正などを行う必要があります